

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について（概要）

1 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 2 号）が公布され、指定公金事務取扱者制度が創設されたことを踏まえ、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

改正後の地方自治法第 243 条の 2 及び同施行令第 173 条の規定による指定公金事務取扱者の指定に係る審査の手續等について規定するもの。

改正（案）

（指定公金事務取扱者等への委託）

第八十五条の二 法第二百四十三条の二第一項の規定による指定公金事務取扱者の指定を受け公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地、委託に係る歳入等その他事務の受託に関し知事が必要と認める事項を記載した申出書に、次の各号に掲げる事実を証する書面を添えて知事に提出し、指定の審査を受けなければならない。

- 一 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基礎が十分整っていること。
- 二 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- 三 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- 四 コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

2 指定公金事務取扱者は、法第二百四十三条の二第五項又は第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定による委託又は再委託（同条第七項の規定による再委託を含む。以下この項において同じ。）をしようとするときは、当該委託又は再委託をしようとする者に係る前項各号に掲げる事実を証する書面を知事に提出し、承認を受けるものとする。

第百五条の二 第八十五条の二の規定は、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定公金事務取扱者の指定を受け公金の支出に関する事務を委託する場合において準用する。

3 施行期日

令和 6 年度中